インテリアコーディネーター　業務委託契約書

○○株式会社（以下「甲」という。）と✕✕（以下「乙」という。）は、本日、以下のとおりインテリアコーディネート業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結した。

第１条

甲は、乙に対し、甲本店の改装におけるインテリアコーディネートに関する以下の業務(以下「本件業務」という。)を委託し、乙はこれを受託する。

1. ヒアリング及びプランニング
2. 図面・スケッチ作成
3. 商品・素材の選択及び発注
4. その他本件業務遂行に必要な事項

第２条

本件業務の契約期間は、令和〇年○月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。ただし、やむを得ない理由がある場合に限り、甲乙の協議により当該期間を変更することができる。

第３条

甲は乙に対し、本件業務委託料として、金○○円を支払う。支払は、乙の業務終了後 １カ月以内に、乙の指定口座に振り込むものとする。振込手数料は甲が負担する。

2　第1条2号の商品・素材に関する代金の支払いは、先方業者からの請求書に基づき、甲が直接行う。

２　本件業務において乙が負担あるいは立替えた費用がある場合は、業務終了後に乙から甲へ明細を提示して請求し、甲は前項の支払と合わせて当該費用を支払うものとする。

第４条

乙は、甲から乙に秘密情報として開示又は提供された情報を、甲の書面による許諾なしに第三者に開示・漏洩してはならない。

2　乙は、本件業務完了後に、本件業務に関する画像・写真等を、甲の確認を得て乙のホームページに事例紹介として掲載することができる。

第５条

乙は、甲の本件業務の全部または一部を、甲の事前の同意を得ることなく第三者に再委託してはならない。

第６条

乙は、甲に対し、本件業務を、インテリアコーディネーターとして責任をもって履行することを約した。

第７条

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、反社会的勢力の排除に関する以下の各号の事項を確約する。

⑴ 自らまたは自らの従業員または執行役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

⑵　反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

第８条

甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当すると合理的に認められる場合には、何らの通知をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。

⑴　相手方が本契約の履行に関し、不正の行為をしたとき

⑵　相手方が本契約の規定の一に違反したとき

２　前項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。

第９条

本契約に定めなき事項または本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙間において真摯に協議するものとする。

第１０条

本契約に関する裁判上については、○○地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立を証するため、本書二通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管する。

令和　　年　　月　　日

甲　住所

　　　　　　　　　　　　　会社名及び代表者名　　　　　　　　　　　　印

乙　住所

　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印